

1. 西区自治協議会とは

西区自治協議会（以下自治協）は、「西区ビジョンまちづくり計画」に基づき、区のまちづくりを進めるために協議を行う場、「地域」の意見を区へ提供する場

2. 西区自治協議会の役割等

(1)「審議会」の役割  
 ①諮問／答申 ②必須意見聴取 ③意見具申（建議）  
 ※諮問・建議事項は、区の地域課題に関する事とする。  
 ※必須意見聴取事項は、区役所が所管する区民への影響が大きい施設のうち、市長が別に定めるものの設置・廃止・管理に関する事項とする。

(2)「協働の要」の役割  
 ①区民との協働の要  
 ・区民等の主体的な参加 ・多様な意見の調整、取りまとめ  
 ・区役所との連携  
 ②地域振興活動のコーディネート  
 ・行政と区民等が協働で実施する、コミュニティ育成や地域イベントなどのコーディネート

(2) - 1 「地域代表」の役割  
 ・自治協での議論を団体へ持ち帰り、活動へ活かす。  
 ・市から各種事務事業の報告等を受け、地域へ周知する。

(2) - 2 「実施主体」の役割  
 ・自治協提案事業の企画、実施等に主体的に取り組む。 ・広報紙の発行

3. 区づくり予算に対する関わり方及び自治協の予算

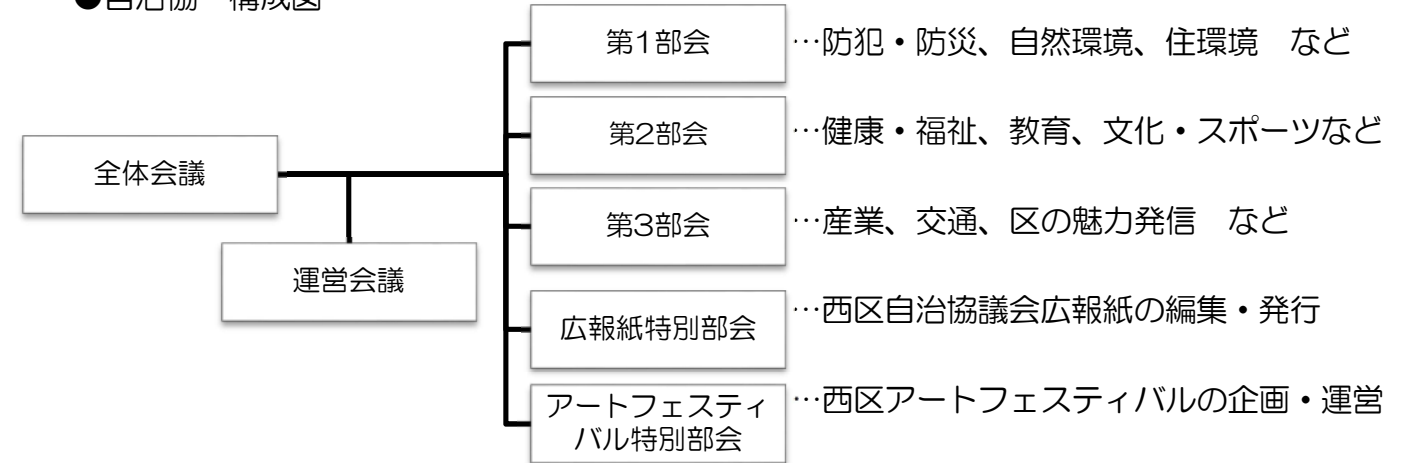
区役所企画事業	区自治協議会提案事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>区独自の課題解決に向けた取り組み</li> <li>区の伝統文化など区が持つ魅力や特性を活かした取り組み など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治協が提案する、地域課題の解決に必要な新たな事業や既存の取組との連携を図る事業</li> </ul>
【意見反映型】	【提案型】
区役所が事業を企画立案するにあたり、自治協による地域意見を反映させる。	自治協は、事業の企画段階、実施段階、評価段階、改善段階の各過程において、区役所関係課と密接に連携しながら主体的に取り組む。
区役所企画事業 2,820万円 + 自治協提案事業380万円 = 3,200万円 / 西区	
原則3年以内 (ただし、事業評価を実施した上で延長可)	原則1年 (ただし、事業評価を実施した上で延長可)

※上記以外、広報紙や会議等の経費は「区自治協議会運営事業」に計上しています。

4. 部会概要

部会は、「西区区ビジョンまちづくり計画」の分野を所管し、全体会議からの付託事項（諮問や地域課題）や自らが必要と認めるものについて、掘り下げて審議する。

●自治協 構成図



5. 運営体制等 ～自治協のさらなる活性化に向けて～

○会長・副会長の決め方と役割

新潟市区自治協議会条例第5条より  
 ・会長は、区自治協議会の事務を掌理し、区自治協議会を代表する。  
 ・副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。  
 ・委員の互選によりこれを定める。

**役割** 会長 … 本会の進行・意見のまとめ 他  
 副会長 … 会長を補佐し、会長が欠席の場合に進行を代行する。本会の進行をサポートし、各委員の意見を引き出してまとめる（ファシリテーション） 他  
**決め方** 4月本会にて、委員の互選により決定（決まらない場合は投票等）

○部会長・副部会長の役割と決め方

新潟市西区自治協議会部会設置要綱第3条より  
 ・部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。

**役割** 部会長 … 部会の進行・意見のまとめ 他  
 副部会長 … 部会長を補佐し、部会長が欠席の場合に進行を代行する。部会の進行をサポートし、各部会員の意見を引き出してまとめる（ファシリテーション） 他  
**決め方** 4月本会終了後の各部会にて、部会員の互選により決定（決まらない場合は投票等）

○各附属機関委員参画への役割と推薦者の決め方

**役割** 自治協議会委員として（地域の代表として）発言し、会合の内容について自治協に報告する。  
**決め方** 本会で検討・承認。